慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔民事訴訟法三〕訴狀が不適式の場合における訴提起の時期 (昭和三四年三月一二日東京地裁民二部中間判決)
Sub Title	
Author	石川, 明(Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.9 (1959. 9) ,p.79- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590915-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ただ本審の判決中でとくに注目をひいたのは「本件の起訴にかかる公訴事實たる訴因云々」という言葉で、少くともこれだけの表現からは公訴事實＝訴因と解されても致し方なく、誤解を招くように思われる。

（中谷瑾子）

〔民事訴訟法　三〕　訴狀が不適式の場合における訴提起の時期

（昭和三四年三月一二日東京地裁民二部中間判決
昭和三三年（行）第一〇〇號失業保險金再審査請求事件
判例時報一八四號二二頁）

【判示事項】 訴狀が不適式で補正命令が下された場合、補正期間の徒過により訴狀が却下されない限り、不適式な訴狀の提出があつたとき、訴の提起があつたものとする。

【參照條文】 民訴二二三條、二二八條

【判旨】 被告が本件訴は出訴期間經過後に提起された旨主張したのに對し、次のように判斷する。

(1)訴の提起は原則として訴狀を裁判所に提出してすることを要す。訴狀には民訴法二二四條所定の事項を記載せねばならず、もしそれらを缺くときは裁判長は訴狀の補正を命じる。當事者がこれに應じ乃至はみずからその不備を補正すれば訴狀の瑕疵は治癒され、當初の訴狀と相まつて適式な訴狀が提出されたことになるが、補正期間内に補正されない場合訴狀は却下される。この一連の關係からみると、不適式の訴狀の提出であつてもそれが補正期間の徒過により却下されない限り、はじめに訴狀としての書面が提出されたときすでに訴の提起があつたものと解するのを相當とする。

(2)訴狀が不適式の場合はまだ訴提起の効力なく、それが却下されることなく裁判長により受理されるに至つてはじめて訴提起の効力をうるものとする學說があるが、これは、イ、訴の提起は訴狀を裁判所に提出してするという民訴法二二三條の文意から遠ざかるのみならず、ロ、實際上も當事者の豫測しがたい時期に起訴の効力を認めようとする點で不當である。もつとも訴狀の補正といつてもおのずから一定の限界がある。訴狀として提出された書面が右に述べた意味で法定要件を缺くのみならず、その形式・表現において何を意圖するか理解できない場合もしくは訴の提起とは到底認められない場合、換言すればそもそも訴狀の體をなさず、裁判所に對する私信乃至陳情の類としか認められない場合、補正の餘地なく、假に補正の名目で所定の事項がみたされたとしても、それは當初のものとは別個にあらたに訴狀が提出されたものとみるべきである。しかしそ

うではなく、當該書面自體から少くとも權利もしくは法律關係の存否に關し自己の主張の當否について訴訟という方法で裁判所の判斷を求める趣旨を看取しうる以上は、記載要件における瑕疵に拘らずこれを訴狀とみてよく、そのときに訴の提起あるものというべきである。

(3)本件についてみると、原告は、昭和三三年七月一七日（同月一九日受付）當裁判所に「失業保險金再審査請求訴訟」と題する書面を提出したが、これには「訴訟人」として原告の住所、氏名が記載されてはいたが、被告としての表示がなく、かつ請求の趣旨、原因をも明確に識別すべき記載がなく、民訴法二二四條Ⅰ項所定の事項の記載を缺くこと明瞭である。しかしその表題および表現よりみれば、原告は少なくとも被告勞働保險審査會によりなされた失業保險金の給付に關する行政處分に對する不服を主張し、訴訟の方式によりこれを貫徹しようという趣旨は看取できるから當該書面を訴狀とみることができる。ただその記載が不適式であるにとどまり、被告主張のごとく單なる陳情書ではない。原告は補正をなしたのであるから、前記説示の理由により當初の書面が提出された昭和三三年七月一九日に本件訴が提起されたことになる。そして本件は被告がした原告主張のような昭和三三年四月三日付裁決の取消を求めるものであるところ、同裁決が同年五月二二日原告に送達されたこと被告みずから主張する通りであるから、結局本訴は失業保險法四五條所定の六〇日の出訴期間經過前に提起されたことは明らかであり、その點において適法である。

【評釋】　判旨に結論的に贊成、その理由については反對。判旨は次の三點で問題がある。

1　本判決は訴提起という訴訟行爲の成立・不成立の問題と、訴訟法上および實體法上の効力があるかないかという問題とを必ずしも明確に區別していないようにも思われる。すなわち判旨2前段において反對説を効力論として取扱いながら、後段においては書面自體から少くとも權利もしくは法律關係の存否に關して自己主張の當否について訴訟という方法で裁判所の判斷を求める趣旨の看取できる以上、その記載要件における瑕疵に拘らずこれを訴狀とみるにさしつかえなく、そのときに訴の提起あるものというべきである、と論じ、更には判旨(一)においても「訴の提起があつたものと解する」という表現を用いているが、これは起訴行爲の成立・不成立、換言すればその存否を意味するものであつて、効力問題とは直接の關係がないというべきである。かかる相矛盾する本判決の論旨乃至表現の根底には成立卽有効・不成立卽無効という考え方を暗

默のうちに肯定しているように思われる餘地がある。我々は先ずこれら二つの問題を、特に訴訟行爲を考える場合明確に區別しておかねばならない（伊東、訴訟行爲の瑕疵、民事訴訟講座二卷、三四二頁以下參照）。

2 次に我々は本件における訴の成立・不成立について論じる必要がある。蓋し訴訟法上および實體法上の効力の問題はそれを前提とするからである。訴の成立・不成立は何を基準として判斷されるか。學說の對立する處である。訴訟行爲の本質的概念徵表や訴訟行爲構成要件とかを定め、これに行爲が該當する場合起訴行爲があり訴は成立すると說くものもあるが、かかる學說に對しては、①「徵表の發見、要件への當嵌めは、行爲の全體としての性格決定の後にのみ行うことができるもので、所說は論理的倒錯をおかしている」こと、②「實際上も、これでは不成立の範圍は擴大し、不成立の効果をも無効の効果に接近させざるをえないであろう」ことの二點から批判が加えられている（伊東、前揭三四三頁、同、民事訴訟法五頁）。むしろ社會通念上當該行爲の全體としての價値が、一定の紛爭を解決するために國家の法判斷を求める行爲である場合に、當該行爲は訴提起行爲であると考えるべきであろう（伊東、民事訴訟法五頁。兼子、條解民事訴訟法Ⅱ二四四頁は、原告が補正をすれば、印紙額の不足の場合以外すなわち記載事項の欠缺の場合は、「むしろ補正のときに適式な起訴があつたものと認める外はない」とされるが、二一一頁では、起訴と目すべき行爲があれば訴訟手續は開始されるが、適式でなければ訴は無効であるとされているので、同說と考えてよいであろうか。河本、民事訴訟法提要一四五頁は「訴の提起は訴狀の提出により完了し、訴狀が要件を具備すると否と、又相手方に訴狀が送達せられたと否とを問わない」とあり同說とみてよかろう）。蓋し裁判所はかかる行爲ありたる以上何らかの裁判をもつてこれに答えざるをえない。すなわち裁判に對する訴が存在すると考えられるからである。訴の成立のために固定的な要件を列擧するならば、それらを缺いた場合、訴が成立せず訴は不存在であるにも拘らず、同じく訴が不存在である全く訴とは認められないような場合と異る取扱、すなわち前の場合は訴却下、後の場合は無視をしなければならない理由を何に求めたらよいのであろうか。本判決が「その書面自體から少くとも權利もしくは法律關係の存否に關し自己主張の當否について訴訟という方法で裁判所の判斷

を求める趣旨が看取することができる以上、その記載要件におけるかしに拘らずこれを訴狀とみるにさしつかえなく、そのときにおいて訴の提起あるものというべきである」と述べているのも同趣旨であり、正當であると考えられる。從つて判旨(3)にあるように本件において提出された「失業保險金再審査請求訴訟」と題する書面が、民訴法二二四條所定の必要的記載事項を一部缺いても、全體として勞働保險審査會によりなされた失業保險金の給付に關する行政處分に對する不服を訴訟の方式によつて主張しようということが明白であるとするならば、訴の成立の認定も又正當であるといわなければならない。

3　瑕疵を含むが、訴が成立しているという前提に立つて次に問題となるのは効力である。ここで問題となるのは原告によつて訴狀が補正せられたことを前提として、起訴の實體法上の効果がいつ發生すると考えるべきか、不適式な訴狀提出のときか補正のときか、という點である。

判旨(2)は、訴狀が裁判長により受理された時に起訴の効力が發生するという學說を二點において批判している。次に批判の當否を檢討してみよう。先ず(イ)の批判、すなわちかかる考え方は民訴法二二四條の文意に反するという批判は必ずしも正當とはいえないと思う。蓋し同條は訴提起の成立乃至は効力發生の時期を定めたものではなく、訴提起の方式を規定したものと解することができるからである。たとえ一歩讓つて同條が訴提起の方式のみを定めるに止らないとしても、直ちに訴提起の効力發生の時期を規定するものと解することはできない。訴は成立しても無効の場合があるからである。實際上も當事者の豫測しがたい時期に起訴の効力を認めんとする點で妥當でないという第二の批判の當否奈何。我々はこの點を檢討する前に先ずもつてここで起訴の効果とは何をいうかという問題を檢討する必要がある。二重起訴禁止の効果（民訴法二三一條）、訴訟參加・告知の機會の發生（民訴法六四・七二・七四・七六條）、關連裁判籍（民訴法六〇・七一・二三四・二三九條）、等の訴訟係屬の諸効果が、訴提起の時期卽訴訟係屬の時期と考える多數說に立てば、訴提起の時に發生することになる。しかし訴訟係屬は訴提起と同時に發生するものではなく、被告への訴狀の送達によつて始めて生じるものと考えるべきであろう。蓋し、被告は自分の知らないうちに對國家

（三面説の立場からは對原告との關係をも含む）との關係で訴訟法律關係の成立が認められるべきではなく、訴の提起を了知しうるとみるべきであるし（伊東、民事訴訟法七頁）、從つてそれ以前には原告・裁判所間の訴訟受理の關係があるに止るとみるべきである（三ヶ月、民事訴訟法三三二頁）。訴提起と訴訟係屬、この兩者の發生時期を異にする點から考えれば、元來前掲諸効果は訴訟係屬の効果であるから、それら効果の發生は訴提起と時を異にする。問題となるのは實體法上の効果すなわち時効中斷の効果（民法一四七條）、出訴期間その他の除斥期間遵守の効果（民法二〇一・七四七・七七七條、商法一〇五・二四八條等）、善意取得者の惡意擬制の効果（民法一八九條Ⅲ）、等である（これらの諸効果が訴訟係屬の効果とみるべきではなく、訴提起の効果とみるべき點については三ヶ月、前掲書三三二頁參照）。私は判例學説におけるように起訴の効果を訴提起の時從つて訴の成立の時期に發生するとみるか、あるいは訴狀が補正され裁判長により受理された時に發生するとみるか、二者擇一の關係にあるものではないと考える。すなわち、これら起訴に伴う實體法上の効果に關する諸規定は、裁判所に對する紛爭の公權的解決の申立を中斷等の實體的効果を附與するに足る原因と認める訴訟法中に存する實體規定である、とみるべきであろう（三ヶ月、前掲書三三二頁、伊東、民事訴訟法一四七―一四八頁。伊東教授は次のようにこの點を明らかにされている。「民事訴訟法上以外の効果が訴の提起と結合せられることがある。その發生消滅の時期はそれぞれの法分野において定められるべきで、訴訟法上の訴訟係屬と歩調をあわせる必要はない。法典はこれらのうち、時効の中斷・期間の遵守について規定をおき（これは訴訟法規ではない）……。起訴のときにこれらの効力を認める理由について二つの説が對立しているが、この時期に既に權利の上に眠る事實を破る態度を認めうるためと解すべきである。反對説は、權利の存在が既判力をもつて確定せられる豫想のもとに、手續の偶然的な長短が時點を左右することを避けようとして、劃一的に起訴の時に遡らせたものと主張し、從つて直接に訴訟物とならなかつた權利について時効の中斷を認めるようなことはできないというが、實體法の問題は實體法上の價値によつて決められるべきもので、既判力をこの場合にもち出すことは餘計なことである」――傍點筆者）。そこで我々は實體法上これら諸効果の附與される原因が、換言すれば原告の「權利の上に眠る事實を破る態度」が訴提起の時に認められるのか、あるいは訴狀補正從つて裁判長による補正され

た訴狀受理の時に認められるのか、訴狀全體より判斷して各場合につき個別的具體的に考察する必要がある。例えば賣買契約に基づく賣掛代金請求の給付訴訟において請求の趣旨のみを訴狀に記載し、請求の原因を記載しない場合に、訴訟物たる債權は特定されないから、實體的に見て訴提起の時に時効中斷を認めることはできない。政策的にみても當事者が自己の責任において權利を特定せずに時効の中斷を主張したのであるからその効果を生ぜしめる必要もない。その不利益は主張當事者が負擔すべきこと當然であるといわねばならない。これに反して、本件におけるが如く、「失業保險金再審査請求訴訟」と題する書面に、被告の表示がなくかつ請求の趣旨および原因が明確に記載されていなくても、「その表題および表現されているところからすれば少なくとも被告勞働保險審査會によつてなされた失業保險金給付に關する行政處分に對する不服を主張し」ていることがおのずから看取しうるならば、その提出は、原告が失業保險法四五條所定の六〇日の出訴期間は遵守したものとみてよいであろう。當該書面の提出は訴の提起行爲と認められるが不適式で訴訟上無効であるということから、直ちにこれを實體的効果に反映させて實體的効果も生じないとすることは意味がない。蓋し兩者は評價の基準を異にしているからである。從つて本件訴を適法とした本判決は正當であるが、本判決の理由については正當ではないと考える。

（石　川　明）